

建設業の働き方が変わりました

2024年4月1日から建設会社にも 時間外労働の上限規制が適用されました。

2019年、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されました。
建設業についてはこの上限規制の適用が猶予されてきましたが、今後、原則として
月45時間・年360時間を超える時間外労働ができなくなりました。

以下の4つの点について、ご協力をいただきたくお願いいたします。

適正な工期の確保



「工期に関する基準」に基づき、週休2日及び時間外労働上限規制を遵守した適正な工期の設定にご協力をお願いします。※「建設工事適正工期算定プログラム」が活用できます。
また、工事工程と連動したものの決めなどの合意形成ルールの円滑な運用により、資機材調達等の適正な期間の確保にご協力をお願いいたします。

4週8閉所



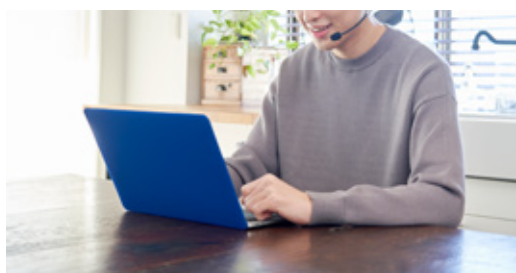
ワークライフバランスの実現に向け、週休2日を実現する前提となる4週8閉所（原則、建設現場土日一斉閉所）を実現のため、現場閉所日の設定・時間帯の設定について、ご理解をお願いします。

契約の見直しに関する協議



確認申請の遅れや施主直営工事のスケジュール変更、工期に影響する設計変更等により、当初契約時の工期では施工が難しくなる場合には、工期延長を含めた契約条件の見直し、更に、資材価格高騰及び労務単価改定等の契約変更への柔軟な協議をお願いいたします。

柔軟な働き方の理解



働き方改革推進のため、技術者のローテーション出勤やリモート勤務の実施等について、ご理解をお願いいたします。

「**建築工事適正工期算定プログラム**」とは、適正工期での受注を推進し、完全週休2日制を実現して、建設業に従事する人々の生活の質を高め、将来に渡る担い手を確保することを目的として、日本建設業連合会が作成したプログラムです。
日建連HP「建築工事適正工期算定プログラム」：<https://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html>



建設業の働き方改革を進めるための「**工期に関する基準**」をご確認ください。

2020年、建設業の長時間労働を是正し働き方改革を進めるため、建設工事において適正な工期を確保するための基準として、中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告しました。このなかには、工期設定に関連する発注者の責務、適正な工期の確保、4週8閉所、契約に関する協議などについて記載されております。





第1章 総論

(3) 建設工事の請負契約および工期に関する考え方

著しく短い工期の禁止：注文者は、その注文した建設工事を施工するために**通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない**。また、建設業者と請負契約を締結した発注者がこの規定に**違反した場合**・・・国土交通大臣等は、**当該発注者に対して必要な勧告をすることができ**、・・・従わないときは、その旨を**公表**することができる。

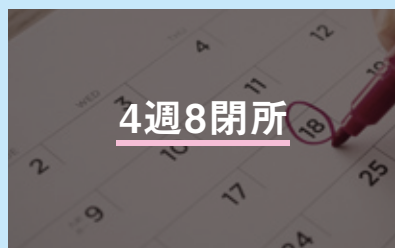


第1章 総論

(6) 工期設定における受発注者の責務

〈工期設定における発注者の果たすべき責務〉

- ・発注者は、受注者やその下請負人において、その**労働者一人ひとりの長時間労働の是正、週休2日の確保などを実現できるよう、時間外労働規制を遵守して行う工期の設定に協力**し、当該規制への違反を助長しないよう十分留意する。
- ・受注者が関与することなく発注者（設計者を含む）が工期を設定する場合、・・・日本建設業連合会の「**建築工事適正工期算定プログラム**」・・・等を適宜参考にしつつ、適正な工期が確保できるよう努める。
- ・各工程に遅れを生じさせるような事象等について・・・その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないものであるかを特定したうえで、**受発注者間で協議**して必要に応じて**契約変更を行う**。
- ・発注者・工事監理者・受注者の三者が**合意形成ルールを早期に明確化**したうえで、**工事工程と連動したものの決め**、工程表の円滑な運用を心掛ける。



第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

(2) 休日・法定外労働時間

週休2日（4週8休）をすべての建設現場に定着させていくためには、建設業界が一丸となり、意識改革から始めなければならない。現在多くの建設業団体が行っている**4週8閉所の取組**は、こうした意識改革、価値観を転換していくための有効な手段の一つであると考えられる。



第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

(9) 工期変更

確認申請の遅れ、追加工事、設計変更、工程遅延等が発生し、当初契約時の工期では施工できない場合には、工期の延長等を含め、**適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで、施工を進める**必要がある。

工期が延長となる場合や、工程遅延等が生じたにも関わらず工程延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合には、・・・必要となる請負代金の額の変更等、変更契約を適切に締結しなければならない。

〔構成団体〕

一般社団法人 日本建設業連合会 中国支部
一般社団法人 広島県建設工業協会
一般社団法人 全国中小建設業協会広島県支部
建設産業専門団体中国地区連合会

〔後援〕

国土交通省 中国地方整備局
厚生労働省 広島労働局
広島県
広島県経営者協会
広島県商工会議所連合会

制作・
お問い合わせ

一般社団法人 日本建設業連合会
中国支部
〒730-0051
広島市中区大手町2丁目11番15号
新大手町ビル 4階
TEL 082-243-3017